千葉市自動車操作訓練費助成事業実施要綱

(目的)

- 第1条 自動車操作訓練費助成事業(以下「事業」という。)は、身体障害者に対して自動車運転免許(以下「免許」という。)の取得に要する費用の一部を助成し、身体障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。 (実施主体)
- 第2条 この事業の実施主体は、千葉市とする。

(対象者)

- 第3条 この事業の対象者は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 千葉市に住所を有する者
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第1項の規定による 公安委員会の運転免許のうち自動車の運転免許を受けたことがない者
 - (4) この要綱又は千葉市自動車操作訓練事業補助金交付要綱(平成4年4月 1日施行)の規定による免許取得費用の助成を受けたことがない者
 - (5) 免許の取得により、就労が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められること。

(対象経費)

第4条 この事業における対象経費は、免許取得に直接要した費用(入所料、 教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費)と する。

(助成額)

第5条 この事業における助成額は、対象経費の3分の2以内とする。ただし、 10万円を限度とする。

(申請)

第6条 この事業による助成を受けようとする者は、免許の取得後1か月以内 に千葉市自動車操作訓練費助成申請書(様式第1号)に、免許証の写し及び免 許取得に直接要した費用の額が明らかとなる書類を添えて市長に提出するも のとする。

(通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、これを審査し、助成

の可否を決定したときは、千葉市自動車操作訓練費助成決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成の取消)

第8条 市長は、申請者が不正な手段をもって助成を受けた場合は、当該助成の決定を取消し、千葉市自動車操作訓練費助成取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。なお、既に交付した助成金については、返還命令書(様式第4号)により返還を命ずることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
 - (千葉市自動車操作訓練事業実施要綱及び千葉市自動車操作訓練事業補助金 交付要綱の廃止)
- 2 千葉市自動車操作訓練事業実施要綱(平成4年4月1日施行)及び千葉市 自動車操作訓練事業補助金交付要綱(平成4年4月1日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用 紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。